（病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例）

第三条　令和六年三月三十一日までの間、都道府県について、第四条の規定を適用する場合においては、同条第一項第二号イ中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

（削る）

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第五条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事務費負担金の額の算定）	（事務費負担金の額の算定）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　（略）	2　（略）

（病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例）

第三条　令和六年三月三十一日までの間、都道府県（退職被保険者等所属都道府県を除く。）については、第四条の規定を適用する場合においては、同条第一項第二号イ中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

2　令和六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、前条の規定により読み替えられた第四条の規定を適用する場合においては、前条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号イ中「」の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは「」及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下この号において「病床転換支援金」という。）の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

第七条第一項第三号ハ(1)	繰入金に相当する額
第七条第一項第三号ハ(2)	第七十二条の三の三第一項
第七条第二項	第四条第一項第一号イ(1)
附則第七条	第六条
附則第七条第一号	第六条各号
附則第七条第二号	第七条第一項第二号

繰入金及び当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五第一項に定める基準に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額	
附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項	
附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一項第一号イ(1)	
附則第二条の規定により読み替えられた第六条	
附則第二条の規定により読み替えられた第六条各号	
附則第二条の規定により読み替えられた第七条第一項第一号	